

中部運輸局自動車交通部

令和5年1月25日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

藪田、安田 TEL 052-952-8082

中部運輸局 静岡運輸支局 輸送・監査担当

風岡、川田 TEL 054-261-1191

同時発表：静岡県政記者クラブ

乗合バス事業者に車両使用停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対して、車両使用停止処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名
事業者名：丸新交通 株式会社（代表取締役 古知 愛一郎）
住 所：静岡県藤枝市八幡503番地の1
営 業 所：藤枝営業所（静岡県藤枝市八幡503番地の4）
2. 行政処分等の概要
処 分 日：令和5年1月25日 20日車（1両×20日間）
処分内容：事業用自動車の車両使用停止
3. 監査端緒
令和4年7月に一般乗合旅客自動車運送事業者（路線バス、コミュニティバスを運行する乗合バス事業者）を対象とした集中監査を実施した際、長期間監査を実施していなかったため、監査対象として選定した。
4. 主な違反内容及び違反条項
 - （1）疾病、疲労等のおそれのある乗務をさせていた。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項）
 - （2）点呼の記録の記載事項が不適切であった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項）

(3) 国土交通省告示で定める特定の運転者（高齢運転者）に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

(4) 特定の運転者（高齢運転者）に対する運転適性診断（適齢診断）を実施していなかった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

(5) 整備管理者の研修を受講させていなかった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第46条)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 2点
- ・当該事業者の累積違反点数 2点